

令和7年度茨城県介護助手等普及推進事業実施要項

1 目的

この事業は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が茨城県の委託を受け、介護職員が担う一連の業務のうち掃除や洗濯、配膳等の周辺業務を担う介護助手を普及することで、介護職員の負担軽減とそれに伴い期待できるサービスの質の向上、また、地域の多様な働き方を支援することにより、介護人材の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（茨城県福祉人材センター）

3 共催

NPO法人ちいきの学校

4 対象事業所

茨城県内の介護施設・事業所等

5 対象者

茨城県内に在住または通勤・通学者で、福祉の仕事に興味のある方

6 対象地域

県内の市町村域

7 事業内容

（1）事業所説明会の開催

- ・介護施設・事業所等が介護助手の役割を把握し、介護助手の導入事例などを踏まえ、自組織内での活用を検討する中で職場環境の改善や業務負担の軽減等を検討する機会とする。

（2）介護助手養成講座の開催

- ・福祉の仕事に興味がある方等を対象に、介護施設・事業所の実際や介護の基礎的な知識を身に着ける講座を開催し、介護助手を養成する。
- ・介護助手養成講座を参加者と介護施設・事業所等との交流の場とし、採用に向けた可能性を検討する機会とする。

（3）事業所見学・体験の調整（希望者）

- ・養成された介護助手で、介護助手の仕事内容に興味を持った方を対象に、本会が実施する福祉・介護の職場見学・体験事業に登録の事業所等との事業所見学・体験の受け入れ調整を行う。

8 費用

(1) 事業所説明会及び介護助手養成講座

無料（会場までの交通費等は自己負担とする）

(2) 施設見学・体験

① 見学・体験申込者

費用は無料とする。ただし、次にかかる経費については申込者の負担とする。

- ・ 申込者の食費や被服費など
- ・ 細菌検査（検便）や健康診断等を求められた場合には、その際に発生する費用
- ・ 見学・体験場所への往復交通費

② 受入事業所

- ・ 受入事業所の費用負担は生じない。
- ・ 本会が実施する福祉・介護の職場見学・体験事業に基づく見学・体験の場合、当該事業の規定の金額を本会から受入事業所に対して支払うものとする。

9 その他

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

10 問い合わせ先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

茨城県福祉人材センター

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館 2 階

TEL:029-244-4544 FAX:029-244-4543

E-mail:kaigojoshu@ibaraki-welfare.or.jp